TR-I-0038

動詞敬語の相互承接について - 句構造文法理論を用いた構文論的説明-

Word Order of Japanese Honorific Predicate Constituents

— Explanation by Unification-Based Phrase Structure Grammar—

前田 広幸 Hiroyuki Maeda

1988.8

Abstract

This paper discusses syntactic regulation of possible word orders of Japanese predicate constituents based on a version of recent phrase structure grammar formalism. First, it is shown that possible word orders of non-"te"-form honorific auxiliary verbs (like "o ... ni naru", "o ... suru" and "... masu") can be automatically derived from their subcategorization information. Then, by syntactically distinguishing the two usages (i.e. indirect and direct) of the "te"-form benefactive auxiliary verb "... te morau" in accordance with the non-uniform theory of Japanese passives, it is explained how the possibility of its post-positioning to a respect-word is restricted. The subcategorization description of two other classes of benefactive auxiliary verbs ("... te yaru" and "... te kureru") is also given. This reflects the syntactic similarities of, and differences between, "... te yaru" & "... te kureru", and non-"te"-form condescending-word auxiliary verbs. Finally, it is briefly shown that our approach also explains possible word orders of Japanese propositional-level auxiliary verbs in general.

ATR Interpreting Telephony Research Laboratories
ATR 自動翻訳電話研究所

動 詞 敬 語 の 相 互 承 接 に つ い て - 句構造文法理論を用いた構文論的説明 -

前田 広幸

1. はじめに

1. 1. 本稿の目的

本稿の目的は、日本語におけるいわゆる動詞敬語の相互承接問題の一側面を、 近年の句構造文法の枠組みを用いて構文論的に切り出し、その承接の可能性に説明を与えると共に、同じ原理により、動詞述語文末叙述部における、動詞補助表 現一般の相互承接が構文論的に規制されることを示す点にある。

1. 2. 動詞敬語の相互承接に関する従来の構文論的研究

動詞敬語の相互承接問題とは、ある通常語動詞が複数の敬語形成過程をへて敬語表現にかえられる際の可能性に関する問題である。例えば通常語動詞「読む」は、「お~なさる」「お~申し上げる」という敬語添加形式を利用して「お読みなさる」「お読み申し上げる」という敬語表現にかえられるが、両者の形式を利用する場合、「お読み申し上げなさる」とはいえても「*お読みなさり申し上げる」とはいえない。動詞敬語の相互承接順序に「謙譲+尊敬+丁寧」(便宜的に学校文法の術語に従い、また+記号により語順の先後関係を表す)の原則があることは、つとに松下[1928]や時枝[1941]に指摘があり、時枝はその順序について「敬語の結合法は、素材、素材と話手、話手と聴手といふ順序に従って順次に結合されて表現される」と述べ、言語過程説の立場から表現論的説明を与えていた。それに対して北原[1969]は、動詞敬語の相互承接順序を構文論的に説明せんとした研究であった。彼は「態不変一態変化」というアスペクト(態)の面からみた動詞分類を導入し、従来の原則が成り立つのは態不変の動詞敬語の相互承接に関してであり、態変化動詞敬語との承接に関しては「ご覧になっていただく」や「おっしゃっていただく」など、「尊敬+謙譲」の承接も可能であることを確認

した上で、動詞敬語の相互承接順序を従来より詳しく整理し、そのそれぞれが、(i) 日本語文の重層的構造および (ii) 格の序列における主格の優位性という仮説にもとづき構文論的に説明されることを論じた (彼のいう態変化動詞とは「(~て)いる」「(~て)くる」など狭義のアスペクト補助動詞のみならず、「(~て)みる」というもくろみの補助動詞や「(~て)やる」といったやりもらいの補助動詞をも含めた動詞テ形に後接する補助動詞一般のことであり、態不変動詞とはその他の本動詞、助動詞、補助動詞のことである)。本稿は基本的に北原の研究を引き継ぐ。ただし、彼の研究で必ずしも考察が充分でなかったやりもらいの補助動詞や謙譲語の承接についてより詳しく論じたい。

上の北原の研究以降の、敬語に関する注目すべき構文論的研究としては、変形 文法の枠組みにおけるものがあった。ただしそこでは、尊敬表現化の可能性や再 帰代名詞やゼロ代名詞の解釈の可能性などの議論にもとづく、原田[1973]や柴谷 [1978]による新しい主語論の提唱や、久野[1983]による、複合動詞の敬語化に関 する構文論的説明など、いくつかの新たな知見が得られたものの、いわゆる動詞 敬語の相互承接問題そのものが論じられることはなかった。これはひとつには、 現代語においては、複数の素材敬語(辻村[1963]の用語を借り、いわゆる尊敬語 と謙譲語を総称して素材敬語と呼ぶ)の承接が通常ほとんど用いられないことか ら意図的に議論の対象から除かれていたのかもしれないが、敬語を含む文をその 通常語表現にほぼ対応する基底表現から一連の変形操作によって派生させる、過 去の変形文法理論における敬語表現の扱いによれば、動詞敬語の相互承接順序を 規制するためには派生(の順序)に関する制約という厄介な問題を扱わなければ ならなかったことが、その大きな理由ではなかったかと思われる。例えばHarada [1976]や久野[1983]の扱いによれば、「部長が社長にお会いなさる」や「部長が 社長にお会い申し上げる」という文は、[部長 社長 会う]という基底構造の 述語に付与された尊敬、謙譲表現標識を一連の操作を経てスペルアゥトすること により得られようが、ひとつの述語に両方の標識が付与された場合に、「お会い 申し上げなさる」か「*お会いなさり申し上げる」かいずれの順で実現されるか に関する議論は全くなかった。本稿では、各構成素の語彙記述にもとづき動詞敬 語の構成的分析を行なうことにより、これらの承接を構文論的に規制する。

2. 態不変動詞敬語の相互承接:「お誘い申し上げなさいます」について

2. 1. 添加形式動詞敬語の記述

通常語からの敬語形成形式は、語構成の観点からすれば、(i) 添加形式(「読む」 \rightarrow 「お読みになる」)、(ii)交替形式(「言う」 \rightarrow 「おっしゃる」)の二種に大きく分けられる¹⁾(用語は堀川・林[1969]による)。まず添加形式による動詞敬語の記述から考えよう。各敬語類の添加型としては次のようなものがある。

(1)a. 尊敬表現:「お~になる」「お~なさる」「お~だ」「~れる」など

b. 謙譲表現:「お~する」「お~申し上げる」「お~致す」など

c. 丁寧表現: 「~ます」など

このような添加形式敬語は、語彙派生論の立場によれば、通常語から語彙規則により派生され、また、過去の変形文法理論の扱いによれば、通常語に対応する基底表現に付与された敬語標識を一連の変形操作を経て実現することにより派生されるのであるが、いずれの立場においても、「お読み申し上げなさる」と「*お読みなさり申し上げる」という二つの連接間の容認可能性の違いが、単にその可能性を規定する以上の一般的な形で、いかに説明されるのかは不明であった。

それに対して本稿では、「(お~に)なる」「(お~)する」「(~)ます」といった、添加形式敬語を構成する各動詞補助成分に辞書記述を与え、動詞敬語を構成的に分析する立場をとる。その際、各敬語類の使用により敬意の払われる対象²⁾が構文論的に果たす役割に着目し、各類の動詞補助成分に対して、近年の句構造文法の枠組みを利用して次のような下位範疇化情報を与える³⁾点が、動詞敬語の相互承接順序を構文論的に規制する上でのポイントである。

(2)a. 尊敬表現:主語の対象を上位に待遇する。〈V<Psbj<〉〉, Psbj<〉〉

b. 謙譲表現: 非主語の対象を上位に待遇する。 〈V<Pnonsbj<〉, Psbj<〉〉, Pnonsbj<〉, Psbj<〉〉

c. 丁寧表現: 叙述内容外の聞き手を上位に待遇する。 〈V<〉〉

注: 〈記号を用いて、その前に必要に応じて品詞や形、文法機能、意味に関する情報を簡易的に示した範疇の下位範疇化情報を表し、アンダーラインにより素性構造における部分構造の共有を表している。例えば (2.a) では、尊敬表現動詞補助成分は主語後置詞句が未飽和の動詞句に後接し、その主語成分を自身の主語成分とするという情報が示されている⁴〉。

近年の句構造文法理論における日本語分析の詳細は、Gunji[1987]を参照されたい5)が、本稿においてこの理論を用いて文法記述を行なうのは、意味に関するものなど範疇に関するさまざまな情報を複合的素性構造を用いて記述し、文以外、すなわち主語や目的語といった成分が未飽和の動詞句の埋め込み構造を仮定することにより、削除や移動などの変形操作を用いず「(さ)せる」や「(ら)れる」などの動詞補助表現を含む文の非文節論的構文分析を行なうこの理論によれば、動詞補助表現の承接に関する制約の一部を構文論的なものとしてシンプルに記述することができると考えたからである。

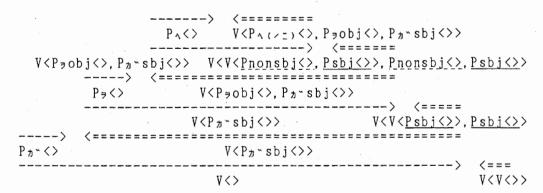
すなわち (2)の記述にもとづけば、態不変の敬語添加形式動詞補助成分の承接に関して、「謙譲+尊敬+丁寧」という順の承接は可能だが、「尊敬+謙譲」や「丁寧+尊敬」「丁寧+謙譲」の順の承接が不可能であることが、そのような規定を独立して設けなくとも下位範疇化素性値の飽和度に着目することにより、

(3) 下位範疇化素性の原則:母親成分の下位範疇化素性値に、非主辞娘成分の範疇情報をアペンドしたものは、主辞娘成分の下位範疇化素性値と単一化する。

という一般的構文原理により導かれることになる。例えば、「謙譲+尊敬+丁寧」 という動詞敬語の承接を含む、

(4) 部長が社長を音楽会へお誘い申し上げなさいます。 という文は、次のような構文構造⁶⁾を持つものとして解析されうる⁷⁾のに対して、

(5) 部長が 社長を 音楽会へ (お)誘い 申し上げ なさい ます



「尊敬語+謙譲語」の承接を含む、

(6) * 部長が社長を音楽会へお誘いなさり申し上げる。 という文は、上昇的構文解析法によれば、構成されるいずれの部分構造も、 (7) 部長が 社長を 音楽会へ (お)誘い なさり 申し上げる

といった具合いに、下位範疇化素性値の飽和度に関していずれ下位範疇化素性の原則に違反せずにはいられず、非文法的な文たらざるをえない。したがって、態不変添加形式動詞敬語の「尊敬+謙譲」の承接はありえない。同じ論法により、「丁寧語+素材敬語」の承接を含む次の文の非文法性が説明される。

(8)a. * 部長が社長を音楽会へお誘いましなさる。 b. * 部長が社長を音楽会へお誘いまし申し上げる。

2. 2. 交替形式動詞敬語の記述

交替形式動詞敬語を含む次の文についても、

- (9) * 林さんが先生にこんにちはとおっしゃり申し上げる。 敬語形の実現方式は異なるが (2.2)と同様の下位範疇化情報を持ち、敬語交替形の存在する通常語動詞に直接後接する抽象的動詞補助成分、 | AFSHAUXV | (AlternativeFormSubjectHonorificationAUXiliaryVerb) を仮定し、(9) の文が次の連接からなるものとして扱うことにより、
- (10) * 林さん が 先生 に こんにちは と いう | AFSHAUXV | 申し上げる。 動詞敬語の相互承接の可能性が、先と同じ論法により、構文論的に規制される。

以上が、態不変の動詞敬語の相互承接の可能性に対して北原が与えた構文論的 説明の、近年の句構造文法の枠組みを用いた定式化の概要である⁸⁾。

2. 3. 敬語に関する意味・運用論的制約

動詞敬語の相互承接に関しては、上にみた下位範疇化素性値の飽和度に関する構文論的制約以外に、一音節語幹動詞には敬語接頭辞がつきにくいという形態論的制約(「*お見」「*お着」)を始め、様々な制約があるが、ここで、先の構文論的制約の意義をより明確にするため、敬語の使用に際して満たされるべき意味・運用論的制約のうち久野[1983]も指摘する次の二つのものを確認しておこう。

(11)1. [制御可能性の制約] 主語が制御できる動詞しか謙譲形として用いられない。 2. [視点制約]

a. 尊敬表現: 話し手は主語よりの視点を取れない。

b.謙譲表現: 話し手は主語よりの視点を取らなければならない。

c.丁寧表現: 視点は特に問題とならない。

(11.1)の制約の存在は、次の例文の不自然さにあらわれている9)。

(12) a. #私は校長先生におあたりします。 (cf. 山田先生は校長先生のおいにおあたりになります。) b. #私は山田先生のことはよくお解りしない。 (cf. 校長先生は山田先生のことはよくお解りにならない。)

動詞敬語の相互承接順序を規定する上で問題となった、「ご覧になっていただく」「おっしゃっていただく」といった承接例がもし不自然と感じられるならば、その一因は、尊敬表現に付随する自発的ニュアンス¹⁸⁾が(11.1)の制御可能性の制約と矛盾する点に求められるものと思われる。

(11.2)の視点制約は、通常の敬語運用場面における待遇法に関して成り立つべき、上下関係と親疎関係との間の、

(13) 下一上: 親一疎

という対応から導かれるものである¹¹⁾。 この対応からすれば、主語を高める尊敬表現の通常用法において、話し手は主語よりの視点をとることはできず、主語を低めることによって非主語を高める謙譲語の通常用法において、話し手は主語よりの視点を取らなければならないことになり、次のような文は、

(14)a. # 私が山田先生に手紙をお出しになった。 b. # 山田先生が私の息子に手紙をお出しした。

待遇の通常の弁え方(上下関係/親疎関係)と違反する、運用論的に不自然な文となる(#記号を用いて文が意味・運用論的に不自然であることを示す)。また、「やる」「もらう」「くれる」というやりもらいの動詞に、その交替形式敬語としてそれぞれ、謙譲形(「(さし)あげる」)、謙譲形(「いただく」)、尊敬形(「くださる」)しか存在しないという、敬語形分布上の非対称性は、主語あるいは非主語の対象のうちいずれが視点の置かれる側になるかという面から、これらの動詞について次の整理を行なうならば12)、

視点のある側 (移動の起点)

ヤル主語(主語)モラウ主語(非主語)クレル非主語(主語)

通常場面における待遇の弁え方に関する、上下関係と親疎関係との間の(13)の対

応から自動的に帰結することになる。

動詞敬語の不可能な承接の中には、下位範疇化素性値の飽和度に関する先の構文論的制約だけでは、その不可能性が説明されないものも数多い。例えば、同じ「謙譲+尊敬」の承接でありながら、「お訪ねされる」「お訪ねしなさる」とはいえるが「*お訪ね(お)しになる」とはいえないのは、形態論的制約によるものである。また、謙譲表現の主語は視点制約により、話し手、あるいは話し手が自己同一視した人物であることが多いが、「お~する」「お~申し上げる」という謙譲表現については、話し手は主語よりの視点をとらねばならないだけで、必ずしも主語を自己同一視しなくともよく、「山田先生が校長先生をお訪ねした」「首相が陛下に最近の海外情勢をお話し申し上げた」といった表現が可能であり、したがってそれらの尊敬表現、「山田先生が校長先生をお訪ねしなさった」「首相が陛下に最近の海外情勢をお話し申し上げになった」も、単に、下位範疇化素性値の飽和度に関して構文論的に問題ないだけでなく、視点制約とも違反しない文である。それに対して、「お~致す」という表現については、同様に構文論的には問題ないはずの、

(15)a. # 山田先生が校長先生をお訪ね致しなさった。 b. # 首相が陛下に最近の国際情勢をお話し致しになった。

といった「謙譲+尊敬」の承接が不可能である¹³⁾。 これは、「お~致す」の視点制約として、話し手が単に主語よりの視点をとるだけでなく主語を自己同一視することが要求されていると考えられる¹⁴⁾ ことから、視点制約よりその不可能性が説明される。

以上、敬語の承接に関する構文論的制約以外の制約を一部確認することにより、(2) の記述にもとづく構文論的制約が敬語の相互承接を規制する範囲をより明確にした。先に述べたように、態変化の動詞敬語に関しては、「ご覧になっていただく」「おっしゃっていただく」といった「尊敬+謙譲」の承接が必ずしも不可能ではないということが従来指摘されているが、この事実は、本章で「*お誘いなさり申し上げる」「*おっしゃり申し上げる」といった態不変動詞敬語の承接の不可能性に関して与えた構文論的説明と矛盾しないであろうか。次章でこの問題について考える。

3. 態変化動詞敬語との承接:「お送りになっていただく」について

3. 1. 二種の「~てもらう」

「ご覧になっていただく」「おっしゃっていただく」といった承接の構文論的可能性を説明する上での要点は、北原が態変化動詞敬語と分類したものが「~ている・~てくる・~ていく・~てみる・~てやる・~てもらう・~てくれる」など、それ自身独立した意義を担うテ形補助動詞の敬語形(「~ていらっしゃる・~でで覧になる・~で(さし)あげる・~でいただく・~でくださる」)である点に求められる¹⁵⁾。「(~て)もらう」のように「<~ガ~ニ(/カラ)~テ>モラウ」と、それ自身、主語および目的語の後置詞句と動詞句に関して下位範疇化される要素が謙譲表現化されることは、前節の論法によれば構文論的に何の問題もない。したがって「ご覧になっていただく」「おっしゃっていただく」といった承接の構文論的可能性を考える上では、「(~て)もらう」に前接する動詞句の構文論的特徴づけが問題となる。

従来、「尊敬表現+ていただく」の承接もありえるとされる場合見逃されることが多かったが、この承接には次のような制限がある。すなわち、(11.1)に関してふれた、尊敬表現に伴う自発的ニュアンスと謙譲表現に前接する動詞への制御可能性の要求との衝突を無視して、かりに、

(16) a. ? * 私は部長に車で空港までお送りになっていただいた。 b. ? * 私の息子は山田先生にパーティへご招待なさっていただいた。 という文が可能であるとした場合、これらの文の解釈として、「部長が車で家までお送りになった」/「山田先生がパーティへご招待なさった」相手を「私」/「私の息子」であるとする読みは、それを第三者(「訪問客」/「婚約者」など)であるとする読みよりも容認度が低いという制限である16)。

本稿では、二種の受身文の区別に関する従来の議論を参考に、このような違いに反映する二種の「~てもらう」の相違を、Gunji[1987] にならい、前接する動詞句の下位範疇化情報により構文論的に区別することにする¹⁷⁾。ここでいう二種の受身文の区別とは、「太郎は雨に降られた」の如く迷惑のニュアンスを伴うものと、「太郎は山田先生にほめられた」の如く必ずしも迷惑のニュアンスを伴わないものとの区別で、両者はそれぞれ「被害受身文」、「中立受身文」などと呼

ばれる。両者のニュアンスの違いは、久野[1983]によれば主語の対象(「太郎」) が、「雨が降る」「山田先生が太郎をほめる」といった事態と関与する度合の違 いにより説明され、その関与度が小さいほど、被害受身の解釈が強くなるものと される¹⁸⁾。 受身文に関する非同一構造説は、このような関与度の違いの重要な 一局面を、構文構造の違いとして捉えようとする立場である。日本語句構造文法 もこの立場に立っており、「太郎は雨に降られた」のような、対応する能動文が 存在しない受身文(「間接受身文」)を記述するのに、<V<Psbjy<>>,Pニィンカランobj y<>,Pガsbjx<>>の如く、主語成分を欠く動詞句に後接するものとして「(ら)れ る」の辞書記述を与え、「太郎は山田先生にほめられた」のような、対応する能 動文(「山田先生は太郎をほめた」)が存在する受身文(「直接受身文」)を記 述するのに、<V<Pobjx<>,Psbjy<>>,P:(ノカラ)objy<>,Pガsbjx<>> の如く、主語と目 的語の補語成分を欠く動詞句に前接するものとして「(ら)れる」の辞書記述を 与える¹⁹⁾ (下位範疇化情報の前にx,yという指標を用いて、意味に関する情報の 共有を簡易的に表している)。受身化される前には、動詞の補語成分でなかった 要素が新主語として取り立てられる間接受身文は、目的語であった要素が新主語 として取り立てられる直接受身文に比べれば、前接動詞句が表す事態への新主語 対象の関与度は一般に小さいものと思われる。このような受身文に関する非同一 構造説は、本来、「太郎は山田先生に頭をなでられた」「太郎は山田先生に息子 を認められた」といった、部分受身や所有受身などを介しつつ、関与の度合にお いて連続的に連なる受身文の用法の両極を、構文構造の違いとして浮かび上がら せようとしたものである20)。

受身文の非同一構造説の扱いにならえば、「<~ガ~ニ(/カラ²¹⁾)~テ> モラウ」という補助動詞を含む文に関しても、その二種の用法を、次のような語 彙記述(部分)を与えることにより、構文構造の違いとして捉えることができる。

(17)a. それに関して恩恵関係が認識されている事態とは、本来的にはニ格対象のみが関与し、が格対象は関与しないもの。

[間接恩恵受理]:<V<Psbjy<>>, Pz(/カラ)objy<>, Pガsbjx<>>

b. それに関して恩恵関係が認識されている事態と、本来的に、ニ格およびガ格の両方の対象が関与するもの。

[直接恩恵受理]:<V<Pobjx<>, Psbjy<>>, Pz(ノカラ)objy<>, Pガsbjx<>>

ここで本来的というのは、補助動詞に前接する動詞句の格体制を問題にしている。「誘う」「会う」「招待する」などの動詞は、本来的に二者が関与する動詞なのに対して、「見る」「歩く」「寝る」などの動詞は、本来的に二者が関与しない動詞である²²⁾。単に(拡張)文節内の構造を問題にする(「招待する」→「招待してもらう」)のでなく、文全体の構文構造を問題とすることにより、元来二者が関与しうる動詞でも、例えば「婚約者をパーティへ招待する」という動詞句になればもはや一者しか関与しえないといったことがらが取り扱える。

- (17)の辞書記述にもとづけば、従来指摘された、「(鑑札を)ご覧になっていただきましょう」(『売笑婦マリ』)といった承接の可能性が認められるだけでなく、「尊敬表現+ていただく」の承接に関して見過ごされがちであった、(16)について述べた制約が、構文論的に説明される。次の通常語表現を考えてみよう。
 - (18) [間接恩恵受理]: a.私は部長に車で空港まで行ってもらった。 b.私は部長に車で空港まで訪問客を送ってもらった。

このいずれの例の「もらう」を謙譲表現「いただく」にかえることも、両用法の補助動詞「もらう」が主語と目的語に関して下位範疇化される要素であることから特に問題ない。

- (19)a. 私は部長に車で空港まで行っていただいた。
 - b. 私は部長に車で空港まで訪問客を送っていただいた。
 - c. 私は部長に車で空港まで送っていただいた。 (「送られた」のは「私」という読み)

ところが、「もらう」(「いただく」)に前接する動詞の尊敬表現化に関しては、a とb の文については可能で、c の文については不可能だという予測が、(17)の語彙記述より行なわれる。なぜならば、間接恩恵受理の補助動詞に前接する動詞句は、主語成分が未飽和のものとして特徴づけられているので、主語成分が未飽和の尊敬表現が前接することは、下位範疇化成分の飽和度に関して問題ないのに対して、主語と目的語成分が未飽和であるとして特徴づけられる直接恩恵受理の補助動詞に、主語成分以外が飽和するはずの尊敬表現が前接することは、下位範疇化素性の原則からして許されないからである。これにより、次のような例文の間の微妙な容認度の違いが構文論的に説明される。

- (20)a. ? 私は部長に車で空港までお行きになっていただいた。
 - 私は部長に車で空港まで訪問客をお送りになっていただいた。
 - 私は部長に車で空港までお送りになっていただいた。 (「送られた」のは「私」という読み)

同様の例をいくつか挙げよう。

- (21) [間接恩恵受理]

 - 奈緒美はスーザンにごちそうをご用意なさっていただいた。 部長は社長に写真をご覧になっていただいた。 健は奈緒美に空港でスーザンをお出迎えなさっていただいた。
 - 私の息子は先生に大学へ手紙をお書きになっていただいた。

[直接恩恵受理]

- e. * 健は奈緒美に空港でお出迎えなさっていただいた。
 - (「出迎えられた」のは「健」という読み)
- 私の息子は先生に手紙をお書きになっていただいた。 (先生が手紙を書いた先は「私の息子」という読み)

なお、この二種の「~てもらう」の相違は、Gunji[1987] が指摘する、受身文 の場合と並行的な、次の例文における「自分」の先行詞解釈の可能性の違いにも 反映されており23)、

- (22) [間接恩恵受理]: 自分=私or自分=部長 a. 私は部長に自分の車で空港まで行ってもらった。 b. 私は部長に自分の車で空港まで訪問客を送ってもらった。

自分=私(「自分=部長」の解釈は難しい) 私は部長に自分の車で空港まで送ってもらった。 (「送られた」のは「私」という読み)

恵受理]: 自分 = 奈緒美or自分 = スーザン 奈緒美はスーザンに自分の家でごちそうを用意してもらった。 (23) [間接恩恵受理]

[直接恩恵受理]:自分=健(「自分=奈緒美」の解釈は難しい) b. 健は奈緒美に自分が決めた時間に空港で出迎えてもらった。 (「出迎えられた」のは「健」という読み)

再帰代名詞の先行詞解釈に関するこのような違いは、再帰代名詞は、「自分」を 支配する、主語以外の補語成分が飽和した動詞句の主語成分の意味により束縛さ れるとすることにより、一般的に説明される。

以上、「尊敬表現+ていただく」の承接は構文論的には可能であるが、補助動 詞が間接恩恵受理の用法の場合に限られることを明かにした。

3. 2. 「~てやる」「~てくれる」と謙譲表現

同じやりもらいの補助動詞でも、「~てもらう」と「~てやる」「~てくれる」 との間には、次のような構文論的相違があることが知られている24)。

事態が話し手の共感する対象と恩恵的あるいは被害的に関係するものとして捉

えられた場合、その対象を主語とし「~てもらう」(「~(ら)れる」)という 動詞補助成分を用いた表現がなされるが、このときその事態の意味的主体(旧主 語)は必要とあれば「~に」(「~から」)という後置詞句を用いて表現される。

- 私の息子は木村さんに郵便局へ行ってもらった(/行かれた)。
 - 林さんは課長に取引先にお中元を贈ってもらった(/贈られた)。 b.
 - 林さんは課長にお中元を贈ってもらった(/贈られた)。 (「贈られた」相手は「林さん」という読み)

それに対して、「~てくれる」「~てやる²⁵⁾」という動詞補助成分によれば、 事態がある対象に関係することが同様に含意されるものの、その受益者は、事態 と本来的に関与しない場合、「~に」という後置詞句によっては表現されない。

- 木村さんは郵便局へ行ってくれた。
 - b. *木村さんは私の息子に郵便局へ行ってくれた。
 - 課長は取引先にお中元を贈ってあげた。
 - d. *課長は林さんに取引先にお中元を贈ってあげた。

やりもらいの表現に関する視点制約より、「~てくれる」事態の受益者は、話し 手が共感する対象であり、「~てやる」事態の受益者は、話し手が共感する対象 ではないことがわかるが、事態の間接関与者を明示的に表現するには、「~のた めに」といった後置詞句が用いられる。

木村さんは私の息子のために郵便局へ行ってくれた。 課長は林さんの代りに取引先へお中元を贈ってあげた。

他方、受益者が「~てくれる」「~てやる」に前接する動詞の補語成分で、事態 と本来的に関与していた場合、それは、前接動詞を下位範疇化する後置詞句のま ま表現される。

課長は林さんにお中元を贈ってあげた。 (27)a山田先生は私を職員室まで案内してくれた。

上の「~てもらう」と「~てくれる」「~てやる」の間の構文論的相違は、「 ~てもらう!が、受身や使役の助動詞同様、前接動詞の格パターンを変更する動 詞補助表現なのに対して、「~てくれる」「~てやる」は、前接動詞が表す事態 がある対象にとって恩恵的であるという認識をある視点から表現するものの、基 本的に前接動詞の格パターンそのものは変更しない点に求められる²⁶)。このこと は、(25)~(27)から「~てくれる」「~てやる」をとった文がそのままで適格で あることからも確かめられる。

ここで注目したいのは、謙譲表現と「~てくれる」「~てやる」(もし視点制

約まで考慮に入れるならば特に「~てやる」)との間の構文論的並行性である。 先の(25)~(27)には、次のような謙譲表現を対応させることができる。

- 木村さんは(恩師のために)郵便局へお行き申し上げた。
 - 課長は(部長の代りに)取引先にお中元をお贈りした。 h

 - 課長は部長にお中元をお贈りした。 山田先生は教育委員長を職員室へご案内申し上げた。
- (2.b) の謙譲表現動詞補助成分の辞書記述のところでは、あえて詳しくふれなか ったのだが、謙譲表現の敬意の向い先は、(28a.b) の例が示すように、「~てや る」「~てくれる」の恩恵の向い先同様、構文論的には非主語であるという制約 があるのみで、必ずしも前接動詞の必須成分とは限らない27)。 下位範疇化情報 の記述に関しては、近年の句構造文法理論の中でも、日本語句構造文法における ごとく、必須成分と任意成分との区別を一応立てて必須成分のみの記述を行なお うとする立場と、主辞駆動型句構造文法におけるごとく、必須成分と任意成分の 区別を立てずに両者を包括した記述を行おうとする立場があるが、(2) の敬語表 現の下位範疇化情報の記述は、実は後者の立場に立って行なわれたもの²⁸⁾で、 これまでの敬語の相互承接例のみならず、
- a. 木村さんは恩師のために郵便局へお行き申し上げなさった。b.*木村さんは恩師のために郵便局へお行きなさり申し上げた。 といった承接の(不)可能性をも説明するものであった

本稿が下位範疇化情報の扱いに関して後者の立場に立ったのは、素材敬語の相 互承接順序に反映される、日本語文における主語の相対的優位性なるものは、必 須格、任意格の別を越えて成り立つものであるからで、このことは(i) 命令文や 使役文、「~ながら」などの従属句おいて義務的に穴となる構文要素、(ii)総称 的ゼロ代名詞となり、再帰代名詞の先行詞となりうる構文要素、(iii) 動詞慣用 句や複合動詞の形成に関与しにくい構文要素といったことからも動機づけられる。

ところが、上の一見した構文論的並行性にかかわらず、態不変謙譲表現動詞補 助成分と「~でやる」「~てくれる」との間には、敬語の承接に関して大きな相 違がある。すなわち、態不変謙譲表現動詞補助成分の場合と違って、態変化補助 動詞に尊敬表現が前接することは次のごとく必ずしも不可能ではないのである。

- (30)a. * 木村さんは(恩師のために)郵便局へいらっしゃり申し上げた。
 - b. *課長は(部長の代りに)取引先にお中元をお贈りになり申し上げた。 c. *課長は部長にお中元をお贈りになり申し上げた。

 - d. *山田先生は教育委員長を職員室へご案内なさり申し上げた。

- (31) a. ? 木村さんは(私の息子のために)郵便局へいらっしゃって下さった。b. ? 課長は(林さんの代りに)取引先にお中元をお贈りになってあげた。
 - c.?課長は林さんにお中元をお贈りになってあげた。
 - d.?山田先生は私を職員室へご案内なさって下さった。

このような相違を捉え本稿では、「~てやる」「~てくれる」に対しては、次のような下位範疇化情報を与えることにする。

(32) $\langle V\langle Psbj\langle \rangle \rangle$, $Pben\langle \rangle$, $Psbj\langle \rangle \rangle$

上の記述の、(2.b) の記述との大きな違いは、前接動詞句が主語成分以外が飽和したものでもよい点と、Pben(>という後置詞句によっても自身が下位範疇化される点である。Pben(>というのは、恩恵の向い先に対応する要素で、必要ならば「~のために」といった表現により実現される²⁹⁾。 (32)の下位範疇化情報は、動詞連用形と動詞テ形の構文構成力の違いにより態不変補助動詞には前接しえかった尊敬表現が態変化補助動詞には前接しうることを記述している一方、受身や「~てもらう」の表現に関して構文論的に区別された、間接/直接用法の区別を行なっていない。そのような区別を行なわなかった理由は、ひとつには、かりにそのような区別を行なったとしても、格パターンの変更を伴わない「~てやる」「~てくれる」という表現に関しては、区別の根拠のひとつであった再帰代名詞の複数解釈の可能性が生じないからであり、もうひとつには、前接成分の尊敬表現化の可能性に関して、受身や「~てもらう」についてみられた直接/間接用法間の相違が、「~てやる」「~てくれる」についてはみられないからである。

(33) [直接用法の解釈困難]

a. * 太郎は先生におほめになられた。(中立受身の解釈は困難)

b. * 太郎は先生におほめになっていただいた。

[直接用法に対応する解釈も可]

- c. 先生は太郎をおほめになって下さった。
- d. 先生は太郎をおほめになってあげた。

以上、まず「~てもらう」と「~てくれる」「~てやる」との間にみられる構文論的相違を確認した上で、「~てやる」「~てくれる」の構文論的振舞いが態不変謙譲表現補助動詞(「お~する」「お~申し上げる」など)とほぼ並行的でありながらも、尊敬表現の前接可能性に関して微妙な違いがあることを指摘し、そのような違いを反映した下位範疇化情報の記述を行なった。

4. 動詞補助成分一般との承接:「お呼ばれ申し上げさせ始めになりやがる」

4. 1. 日本語動詞述語文末部の基本承接順序

最後に、本稿における動詞敬語の構文論的取扱いが、動詞述語文末における動詞補助成分一般の相互承接に関して持つ意義を簡単にみておく。従来の研究を参考にすれば、動詞述語文末部の基本承接順序はおよそ次のごとく整理される(右に字下げされたものほど、文末近くに位置する)。

(34) 日本語動詞文末部の基本承接順序

例:「行か せ られ 始め て い たく なかっ た のでしょ う か ね」 <0> <1> <1> <1> <2> <3> <4> <5> <5><6><6>

<0> (+ヴォイ (さ) せる」 <1a> ス助動詞) 「(ら)れる」 アスペクト複合動詞後項);「~始める」 ~続ける|等 <1b> 「~てみる」 「~てみる」 アスペクト補助動詞); ~ て もくろみの補助動詞);「~てみる」「 やりもらいの補助動詞);「~てやる」 ~ て おく

(+希望) (+否定 「ない」 <3> (+既然 <4>) 「はずしい」 ;「「(だしい」);「「んだろ わけだ <5> 「ようだ」「そうだ」 (だろ)う ; 「か」「 +終助詞1) <6> 。 「よ」「 ; 「ね」 (+終助詞2) (+終助詞3)

上の整理の細部にはいろいろ問題もあろうが、敬語表現の分布に関してはとりあえず、いわゆる素材敬語は<0>~<1>の段階に位置し、ていねい語は<2>より後の段階に位置するということができる。陳述論を中心とする、動詞述語文末部の承接に関する過去の研究の成果を、X-bar 理論を用いて記述しようとする試みがある(澤田[1983])が、素材敬語と丁寧語との承接順序は投射レベルの区別のみにより説明できる。しかしながら、<1>の、いわゆる文の叙述部における動詞補助成分は、叙述内容に応じて互いにその順序が交替して生起しうるが、その任意の順序の承接が可能なわけではなく、その相互承接順序に関する構文論的制約を記述するには、上の<1>~<6>の段階を区別するだけでは不充分である。前節までの本稿の基本的主張は、動詞敬語の相互承接順序にみられるそのような制約が、近年の句構造文法理論を用いて下位範疇化に関する記述を行なうことによりシンプルに説明されるというものであったが、実は同じ説明原理により、<1>の段階に

おける動詞補助成分の相互承接一般が規制されるのである。節の見出しにある、 「お呼び申し上げさせ始めになりやがる」という承接は、実際に用いられること はまずないであろうが、文の叙述段階における動詞補助成分の相互承接順序を説 明する上で本稿の接近法が有効であることを示すために筆者が無理に作った、構 文論的には可能な承接の例である。そこに含まれている問題のうち特に次の二つ を取り上げ解説を加える。

4. 2. 「(さ)せる」および「(ら)れる」の相互承接

通常、「(さ)せる」および「(ら)れる」の承接順序は、「(さ)せる+(ら)れる」の順序だとされるが、次のような「(ら)れる+(さ)せる」や二重 使役や二重受身の承接も、必ずしも不可能ではない。

- (35)a. 山田監督は、その俳優に「寅さん」と呼ばれさせた。 b. 祖父は兄嫁に(命じて)、子供を早い時期から塾にん
 - 子供を早い時期から塾に行かせさせた。
 - c. 社長は女子事務員に、集金袋を強盗によって奪われられてしまった。 (澤田[1983]; (7),(8),(9))

このような承接が構文論的には不可能でないことは、受身の助動詞の下位範疇化 情報の記述および <V<Psbjy<>>, Pobjy<>, Psbjx<>> という使役の助動詞の記述 より予測される。また、複数の「(ら)れる」の承接において、「間接受身/自 発/可能/尊敬+直接受身」の承接が不可能であることも、これまでの「(ら) れる」の記述および、自発、可能の「(ら)れる」に前接する動詞句は、主語が 未飽和の動詞句(あるいは下位範疇化素性値が飽和した動詞句)と考えられるこ とより、同様に説明される。

4. 3. 添加形式軽卑表現動詞補助成分との承接

これまで敬語表現として、聞き手や話材中の人物に対する話者のプラスの敬意 を表現する、伝統的な意味での敬語表現しか扱ってこなかった。 最後に、いわゆ るマイナス敬語の添加型として、「~やがる」を取り上げよう。水谷[1983]の敬 語論はこのようなマイナス敬語をも射程に入れた研究で、そこでは、これらの表 現は、主語の対象に対する話者のマイナスの待遇態度と対応するものとして特徴 づけられ、「太郎さんは花子さんをお待ち申し上げなさった!といった承接のみ ならず、「太郎めは花子さんをお待ち申し上げやがった」といった承接も可能な ものとされる。本稿の接近法によっても、尊敬語の扱いにならい「~やがる」を

〈V〈Psbj〈〉〉, Psbj〈〉〉 という下位範疇化情報を持つ敬語補助動詞として特徴づけるならば、先の承接は構文論的に可能なものとなる。

ここでさらに、水谷[1983]ではとりあげられなかった、「あいさつなさりやがる」や「あいさつしやがりなさる」という、尊敬表現と軽卑表現との承接の可能性を考えてみよう。通常の敬語の用法からすれば、これらの承接は、同一対象に対する、プラスとマイナスという、話者の矛盾した待遇態度を表明しており、運用論的に不可能な表現となるはずで、単純な敬語の扱いによればこのような承接は不可能なものとされる³⁸⁾が、実際には皮肉および親愛語法という修辞法³¹⁾のおかげでこれらの承接は使用されることもある。

本稿における敬語表現の扱いは、尊敬表現と軽卑表現とのこれらの承接を構文論的に否定するものではなく、さらには、複合的素性構造を用いて敬語表現により表明される話者の待遇態度に関する情報を明示的に記述する(maeda[1988]参照)ことにより、その情報が運用論的原則と違反した場合の、修辞的方略による解釈を議論することも可能である。一方、本稿での動詞敬語の構文論的特徴づけによれば、「*あいさつしやがり申し上げる」といった承接は、そもそも構文論的に不可能なものであり、修辞的解釈も許さないという予測が行なわれるのである。

5. おわりに

近年の句構造文法理論を用いて、文以外(補語成分が未飽和)の動詞句の埋め込み構造を仮定した下位範疇化情報を各動詞補助表現に与えることにより、陳述論にもとづく議論だけでは説明されない、素材敬語を含む叙述段階動詞補助表現一般の相互承接が構文論的に規制されることを示した。 さらに、任意成分を含めた下位範疇化情報の厳密な記述については充分に述べられなかったが、本稿の扱いによれば、主語と非主語成分に関して自身が下位範疇化される態変化補助動詞の謙譲表現化自体は構文論的に問題ないことを確認し、受身の助動詞と「~てやる」の一種の下位範疇化情報の記述および、謙譲表現補助動詞と「~てやる」「~てくれる」の単一下位範疇化情報の記述(ただしそれぞれの記述は異なる)という仮説により、従来見逃されることが多かった動詞敬語の相互承接に関する意味・運用

論的性質は、本稿で述べた敬語表現の構文論的特徴づけの上に立つことにより、 より一層その本質が明かになるものと思われる。

謝辞

本研究の機会を与えて下さったATR自動翻訳電話研究所榑松明社長ならびに同言語処理研究室相沢輝明室長、日頃熱心にご討議くださった言語処理研究室の諸氏に感謝します。Spoken Dialogue 勉強会および丹波合宿にて本稿の草稿を口頭発表した際には、金水敏、郡司隆男、田窪行則、長谷川信子、三藤博、森山卓郎各氏を始め、出席者の方々より貴重なコメントを頂きました。また京都大学の服部匡氏および奈良大学の田野村忠温氏からも本稿の原稿段階で有益なコメントを頂きました。ここに記して感謝します。ただし本稿に誤りがあれば、それはすべて筆者に帰するものです。

参考文献

大野晋(1967):「敬語と日本語の構造」『国文学 解釈と鑑賞』10月特集増大号, pp.30-32, 学燈社, 東京.

北原保雄(1969):「敬語の構文論的考察-動詞の敬語法とそのアスペクト-」『佐伯梅友博士古希記念 国語学論集』,表現社,東京.

久野暄(1983):『新日本文法研究』、大修館書店、東京、

久野暲(1986):「受身文の意味-黒田説の再批判-」『日本語学』第5巻第2号, pp.70-87, 明治書院, 東京.

Kuno, S. (1987): "Honorific Marking in Japanese and the Word Formation Hy pothesis of Causatives and Passives", Studies in Language 11-1, pp. 99-128, John Benjamins B.V., Amsterdam.

Kuroda, S.-Y. (1979): "On Japanese Passives", in Bedell et al(ed.), Explorations in Linguistics: Papers in Honor of Kazuko Inoue, pp. 305-347, Kenkyusha, Tokyo.

黒田成幸(1985):「受身についての久野説を改釈する-ひとつの反批判」『日本語学』第4巻第10号, pp.69-76, 明治書院, 東京.

Gunji, T. (1987): Japanese Phrase Structure Grammar, D. Reidel, Dordrecht.

澤田治美(1983):「S^{nyxテムと}日本語助動詞の相互連結順序」『日本語学』第2巻第12号, pp.66-80, 明治書院, 東京.

柴谷方良(1978):『日本語の分析 - 生成文法の方法-』, 大修館書店, 東京.

辻村敏樹(1963):「敬語の分類について」『国文学 言語と文芸』第5巻第2号, 学 燈社, 東京.

時枝誠記(1941):『国語学原論』,岩波書店,東京.

原田信一(1973):「構文と意味 - 日本語の主語をめぐって-」『言語』第2巻第2号,大修館,東京.

Harada, S. Y. (1976): "Honorifics", in Shibatani(ed.), Japanese Generative Grammar(Syntax and Semantics 5), pp. 499-561, Academic Press, New York.

堀川直義・林四郎編著(1969):『敬語[用例中心]ガイド』. 明治書院. 東京.

Maeda, H., S. Kato, K. Kogure and H. Iida(1988): "Parsing Japanese Honor ifics in Unification-Based Grammar", Proceedings of the 26th Annual Meeting of the Association for Computational Linguistics, pp. 139-146.

松下大三郎(1928):『改撰標準日本文法』,紀元社,東京(1974年勉誠社復刊).

水谷静夫(1983):「待遇表現の仕組み」『朝倉日本語新講座 5 運用 I 』, pp.158-178, 朝倉書店, 東京.

三上章(1953):『現代語法序説』,刀江書院,東京(1972年くろしお出版復刊).

森田良行(1985):『誤用文の分析と研究-日本語学への提言』,明治書院,東京.

森山卓郎(1988):『日本語動詞述語文の研究』, 明治書院, 東京.

- 2) 上位に待遇されるという場合、だれに関して上位に待遇されるのかが問題となる(例えば謙譲表現の場合、話者や主語の対象に関してだけでなく、聴者に関しても上位に待遇されるのかといった問題)が、本稿ではその問題には立ち入らず、その適切な特徴づけさえ行なわれれば、敬語表現により表現される話者の待遇態度も、近年の句構造文法の枠組みを用いて記述できる(maeda[1988])ことを確認し、専ら敬語表現の構文論的性質に絞って論を展開する。
- 3) 3.2.で議論するように、下位範疇化素性の扱いは主辞駆動型句構造文法にならっており、各動詞表現には任意成分も含めた下位範疇化成分のリストが、格のobliqueness hierarchy の順に従って、指定されているものと仮定している。
- 5) 古典的句構造文法において S や VP や V といった単なる原子的記号であった範疇記号に内部構造を持たせて素性名と素性値の対の集合からなる複合的素性構造を用いて表現することにより、範疇記号に関するさまざまな情報を明示的かつ統一的に記述し、各範疇、各文法規則間の共通性、一般性を捉えると共に、さまざまな言語情報間の相互作用を単一化という計算概念を中心に局所的かつ並列的に捉えることが近年の句構造文法理論の大きな特徴である。
- 6) 構文構造は北原の構造表示方式にならって図示している。一重矢印、二重矢印はそれぞれ、各成分が非主辞成分、主辞成分であることを表している。

- 8) 三上章も、(態不変)動詞敬語の相互承接に関して、北原とほぼ同旨の説明を、三上[1953; 第4章第2節]などいくつかの著作において与えている。
- 9) Harada[1976]は、主語による制御の不能な動詞の謙譲形が用いられないのは、謙譲表現には通常、主語対象による非主語対象への恩恵授与の含みが伴うからではないかと示唆している。
- 10) 尊敬表現が自発表現に由来するという説は、例えば大野[1967]を参照。
- 11) 待遇の弁え方に関して、「身内のことはへりくだり、よそ様のことはたてまっれ」と以前言われたのは、この対応関係を述べたものであった。
- 12) 「やる」の系列に関して現代語では、「やる」には尊大語/親愛語的(主語よりの視点をとりつつ主語を非主語に関して相対的に上位に待遇する)ニュアンスが伴い、「あげる」が通常語として機能し、「さしあげる」が謙譲語として機能するという細かい事情があるが、それでも、敬語形の分布の非対称性に関するここでの議論は有効である。
- 13) 「変な物音が致しました」「台風が紀伊半島に上陸致しました」といった表現における交替形敬語「致す」は、いわゆる丁重語と呼ばれるもの(「私は公園を散歩致しました」といった表現を介して敬意の対象[聞き手]が文の叙述部から独立し丁寧表現化された謙譲表現)で、視点制約も薄れ、丁寧語に近い構文論的特徴を持ち、「ます」がほぼ義務的に後接する。「雨が降って参りました」「この町には図書館がございません」「雲雀が枝の上におります」などの表現も同種のものである。
- 14) 主語は必ずしも話し手でなくとも、親族、同僚など、話し手が身内とみなすことができ、自己同一視できる対象であればよい(「私の息子が校長先生をお訪ね致しました」「うちの部長がそちらへ書類をお送り致しました」など)。
- 16) 「いただく」に前接する尊敬表現が交替形式の場合(「ご覧になっていただく」「おっしゃっていただく」など)は、それが添加形式の場合(「お送りになっていただく」「ご招待なさっていただく」など)よりも、「お送りする」といった他の添加形敬語表現との紛らわしさが避けられるという処理的理由のためか、「尊敬表現+ていただく」の連接の容認可能性が高まるようである。

- 18) 厳密には久野の関与性という概念とは異なる(黒田[1985]、久野[1986]の議論を参照)が、作用性という概念を用いた同旨の説明がKuroda[1979]にある。
- 19) 非情物を主語にした文もかなり生産的に作れる、いわゆるニョッテ受身文は、ここでは一応考慮の対象から除く。
- 20) 単純な受身文の非同一構造説によれば、「ハワイ大学はジョンに1960年に卒業された」という文が中立受身の解釈を受け難いことが説明されない。同様の欠点が、本稿における受身の助動詞、恩恵受理の補助動詞に関する非同一構造説にも一部存在する。ただしこの欠点は、直接受身、直接恩恵受理文の主語に対する視点制約を考慮することにより大部分解消するものと思われる。なお、部分受身、所有受身等を介した受身文の用法の連続性に関しては、森山[1988]を参照。
- 21) 受身文、 恩恵受理文(さらには「借りる」「教わる」など物や情報などの移動を主語よりの視点から表す動詞文)の二格後置詞句が意味的に移動の起点にも相当する際にはカラ格により実現されうる(「太郎は先生から(/に)成績をほめられた」)が、その成分が組織や場所化された名詞句など非情物の場合には、二格は用いられない(「太郎は学校から(/*に)記念品を贈ってもらった」)。
- 23) Gunji[1987]が指摘する、「自分」の先行詞解釈の可能性に関する、両「~てもらう」間の相違自身、かなり微妙なものである。例えば(23b)は、「健は奈緒美に自分が決めた好きな時間に空港で出迎えてもらった」という文にすれば、若干、「自分=奈緒美」の解釈の容認度が高まるようである(服部氏の指摘による)。ただし本稿でのねらいは、受身文にならい、「~てもらう」文を二種に分ける接近法を基本的に支持した上で、この構文論的仮説が動詞敬語の相互承接問題に関して含意するところを明かにする点にあった。
- 24) 例えば柴谷[1978]第3章3節参照。
- 25) 12)に述べたように、現代語では、「~てやる」は尊大語/親愛語的ニュアンスを伴うので、以下、通常語として「~てあげる」、謙譲語として「~てさしあげる」の用例を挙げる。
- 26) ただし、「母さんが私に手袋を編んでくれた」(「*母さんが私に手袋を編んだ」)など、「やる」「くれる」に「~に」が関係する例もある(田野村氏の指摘による)。
- 27) Harada [1976] は、謙譲語を目的語敬語として特徴づけ、「私は山田先生に私の弟のことをお話しした。 講談語を目的語敬語として特徴づけ、「私は山田先生に利の弟のことをお話した。 は、1. ことを目的語、 2. 間接目の語、 3. のでの意格のでは、 5. は、 2. 間接目のでは、 5. は、 2. 間接目のでは、 5. は、 2. に対応ののでは、 5. では、 6. で

た)が、Kuno[1987]において、「私は山田先生を(/に)駅までお行かせしてしまった」という、強制と許容の意味の両使役文が可能であることからその仮説を撤回し、そのかわり、従来の説ならばその構文構造よりその不適格性が説明された「井私は娘に[校長先生を駅までお送ら]せした」という文の不自然さを説明するために、Langackerの Chain of Command Principleを援用した。しかしそのような変更が必要となったのは、ヲ使役文とニ使役文を構文論的に区別する立場に立ったからであり、両者を構文論的に区別しない立場によれば、そのような修正は必ずしも必要ない。

- 28) ただし(6)や(7)の構造表示や受身の助動詞、「~てもらう」のこれまでの語彙記述においては、任意下位範疇化成田先生に素直にされた」の例が示示分の情報は、直にさとされた」「個別の時報は大郎を素直にさという。」の任意は出田先生に素直にされた」の例が示示分には大郎を素の助動詞などの動詞補助表現を含め、動詞表現がどのような任意よりを飾されるるかに関する情報は、語彙タイプの階層を仮定することにより、る。主辞駆動型句構造文法では主辞成分の下位範疇化情報として一般的に記述される。ただし煩雑さをさけるため、4章における敬語以外の動詞補助表現の下位範疇化情報の記述においても、補語成分に関する情報のみを与えることにする。
- 29) 「~てやる」「~てくれる」を下位範疇化するPben<>が、前接動詞句を下位範疇化する要素と同一指示的である場合には、(27)の例のように、Pben<>は省略されることが多いが、特別な強調を行なう場合(「おじさんは僕のために僕にお菓子をくれたのだから、君にはやらないよ」)や、そもそも両者が同一指示的でない場合(「課長は部長のために取引先にお中元を贈ってさしあげた」)には、Pben<>は陽に表現される。
- 30) 敬語の使用により表明される話者の待遇態度に関する情報を利用して、ゼロ代名詞を含む人称代名詞の解釈の仕組みを談話表示理論の枠組みを用いて定式化せんとした、 maeda[1988]における扱いにおいても、「あいさつなさいやがる」「あいさつしやがりなさる」といった承接は許されなかった。
- 31) 皮肉というのは、通常プラスの価値を持つ表現が、それにふさわしくない場 面で用いられ反対の効果を生じるものであり、「太郎さんは本当にやさしくて有能な方です」という表現が場面によっては反対のマイナスの意味を表しうるのに 対して、「太郎は本当に意地悪で無能なやつだ」という表現が反対のプラスの意 味を表すことはむづかしいという具合いに、価値の転換に関して非対称性がある。 このような修辞的価値の逆転現象一般にみられる非対称性から、「(何と)太郎 様がおはようございますとあいさつなさった」というプラスの敬語表現は場面に よっては軽卑の表現として機能しうるのに、「太郎めがおはようございますとあ いさつしやがった」というマイナスの敬語表現はプラスの敬語としては機能せず、 その結果「あいさつなさいやがる」「あいさつしやがりなさる」という連接も全 体としては軽卑表現としてしか機能しないという現象が説明される。なお、通常 マイナス敬語とされる表現が必ずしも軽卑の表現としてではなく用いられること があるが、これは親愛語法による場合である。親愛語法というのは、(18)の「下 - 上: 親 - 疎 」という対応関係より、通常の敬語表現の使用により疎な関係を表 明するよりも、非敬語やあるいは積極的にマイナス敬語を用いることにより、親 しみの関係を表明することがかえって『ていねい』であるような場面において用 いられる語法であり、親(シン;身内)と認識された相手に対して用いられる。